

白 経 第 4 7 4 号
令 和 8 年 2 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白糠町長 棚野孝夫

市町村名 (市町村コード)	白糠町 (16683)
地域名 (地域内農業集落名)	白糠地区 西茶路、下和天別、中和天別、河原、大沢、恋隠、大平、緑、川島、馬主来、大秋、下茶路、相互、大苗、御札部、川西共栄、松川、中茶路、御仁田、鍛高、縫別、新縫別、南大曲、上茶路、二股、暁、末広、泊別、宮下、中庶路、中庶路日の出、新興、上庶路中央、上庶路、
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7,788 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7,788 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 下記の土地について協議を行い、計画変更(案)が承認された。
 ・事業継承、土地の貸借による「農業を担う者」の変更及び追加
 ・農業用施設の配置、現況地目の変更による「区域内面積の農用地等面積」等からの除外
 ・現況地目の変更による「区域内面積の農用地等面積」への編入

庶路基線15-2、15-5、15-9、15-11、17-1、17-3、17-4、17-5、17-6、19-1、205-2
庶路東1線15、17、18-8、19-1

和天別265-1、1135-1、1144、1145-1、1145-6、1270-1、1270-4、1270-5、1270-6、1270-8、1271-1、1271-2、1272-2、1272-3、1511-2、1511-5、1807-3、1807-7、2212、2332-1、2332-2、2924

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

(2) 農地中間管理機構の活用方針

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

簡易手続きの導入：参考負担軽減のため、以下のケースについては簡易な手続きで進めることが承認された。

1. 農業委員会が「非農地」と判定した場合。

2. 農家用住宅を建設する場合。

3. 公共事業(道路・河川等)や公益性の高い事業(鉄塔・通信施設等)など、農地法上の農地転用許可が必要な場合。

その他：當農型太陽光パネルの建設については、農地法上の許可要件により協議の場において計画達成への影響を確認する必要があることから、従来通り協議の場を設けて話し合う旨説明。